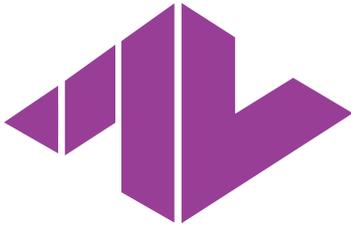


都留

市議会だより



第154号 平成22年2月1日発行

都留市議会

山梨県都留市上谷一丁目1番1号

〒402-8501 ☎(43)1111

URL : <http://www.city.tsuru.yamanashi.jp/>

E-mail : gikai@city.tsuru.lg.jp



都留市消防庁舎（左下は竣工式）

2(ページ)

目次

11月臨時会
12月定例会
会期日程
市長所信主要項目

3
11月臨時会

12月定例会

議案議決結果
会派構成

4
一般質問要旨

4 上杉 実 議員

5 杉山 肇 議員

6 清水 絹代 議員

7 小林 義孝 議員

8
議員提出意見書

9
12月定例会常任委員会
の審査内容と結果

10
議会日誌

人事案件

編集後記

十一月臨時会会期日程

11月30日 本会議（開会）

◎会議録署名議員の指名

◎会期の決定

◎提出議案の市長説明

◎議案審議（閉会）

十二月定例会会期日程

12月4日 本会議（開会）

◎会議録署名議員の指名

◎会期の決定

◎提出議案の市長説明

並びに所信表明

◎議案及び請願の

委員会付託

12月10日 本会議

◎一般質問

12月14日 総務常任委員会

社会常任委員会

12月15日 経済建設

常任委員会

12月18日 本会議（閉会）

◎委員長報告

◎議案審議

市長所信主要項目

◆第五次都留市長期総合計画に基づく四つの公約の実現

1 医療・福祉の充実

医療費無料化の対象者年齢の拡大、学童保育（放課後児童クラブ）の市内全域への拡充、高齢者の方が地域で安心して暮らせる健康増進事業の充実や生活交通網の整備、市立病院の産婦人科分娩の再開等

2 地域産業の推進

中央自動車道都留インターチェンジのフルインター化に伴う企業誘致の促進、地域産業を支える人材を養成するための「山梨県立産業技術短期大学校 都留キャンパス」の誘致、元気くん1号・2号やエコハウス等と連携した人と環境とが調和したエコロジカル・バランスタウン（エコバラタウン）づくりの促進、都留文科大学学生と連携した全国特産市など集客力に繋がるイベント企画等の支援、荒廃が進む里山の再生に向けた環境保全型農林業の振興や植物工場の普及等

3 教育首都つるの推進

都留文科大学と市内の小中学校が連携した学生アシスタント・ティーチャー制度のさらなる充実、小中学校施設の耐震化や学校給食センターの整備等による教育環境整備の促進、子どもたちの健全育成を目的とした「のびのび興譲館」事業の充実等

4 先進的な行財政経営

事業仕分け等による事務・事業の「見える化」の推進、事務量に見合った効率的な職員配置と職員の資質の向上による心の通う温かみのあるコンパクトな市役所づくり等

◆バイオマスタウン構想の策定

◆下水道事業の見直し

◆消防広域化の推進



※詳細につきましては、後日、市役所またはホームページにて閲覧できます。

1 1 月臨時会議案議決結果

市長提出

承第 4 号	専決処分の承認を求める件 (平成 21 年度山梨県都留市一般会計補正予算(第 4 号))	11 月 30 日承認
承第 5 号	専決処分の承認を求める件 (平成 21 年度山梨県都留市一般会計補正予算(第 5 号))	11 月 30 日承認
議第 56 号	都留市職員給与条例等中改正の件	11 月 30 日可決
議第 57 号	都留市長等の給与条例中改正の件	11 月 30 日可決
議第 58 号	都留市教育委員会教育長の給与及び旅費条例中改正の件	11 月 30 日可決

議員提出

議員提出議案第 3 号	都留市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例中改正の件	11 月 30 日可決
-------------	---------------------------------	-------------

1 2 月定例会議案議決結果

市長提出

議第 59 号	都留市税条例中改正の件	12 月 18 日可決
議第 60 号	都留市長等の給与条例及び都留市教育委員会教育長の給与及び旅費条例中改正の件	12 月 18 日可決
議第 61 号	山梨県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び同広域連合規約中改正の件	12 月 18 日可決
議第 62 号	市道の路線の認定の件	12 月 18 日可決
議第 63 号	指定管理者の指定の件(都の杜うぐいすホール)	12 月 18 日可決
議第 64 号	平成 21 年度山梨県都留市一般会計補正予算(第 6 号)	12 月 18 日可決
議第 65 号	平成 21 年度山梨県都留市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2 号)	12 月 18 日可決
議第 66 号	平成 21 年度山梨県都留市簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 号)	12 月 18 日可決
議第 67 号	平成 21 年度山梨県都留市下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)	12 月 18 日可決
議第 68 号	固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件	12 月 18 日同意

請願

請願第 3 号	日米地位協定に関わる「裁判権放棄の日米密約」の調査・公表・破棄を求める意見書の採択を求める請願	12 月 18 日採択
---------	---	-------------

議員提出

議員提出意見書第 5 号	日米地位協定に関わる「裁判権放棄の日米密約」の調査・公表・破棄を求める意見書	12 月 18 日可決
議員提出意見書第 6 号	電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書	12 月 18 日可決

会派構成

【政友クラブ】

代表 近藤 明忠

上杉 実

小林 歳

小俣 武

小垣 喜一

谷垣 喜一

水岸 富美男

【清流クラブ】

代表 藤江 厚夫

杉本 光男

堀口 良昭

内藤 季行

谷内 茂浩

【EJジョン21】

代表 熊坂 栄太郎

熊坂 栄太郎

国田 正己

武藤 朝雄

【日本共産党】

小林 義孝

【無所属】

小俣 義之

杉山 肇

清水 絹代

(平成 22 年 1 月 18 日現在)

一般質問要旨

- ▽上杉 実議員
- ▽杉山 肇議員
- ▽清水 絹代議員
- ▽小林 義孝議員

上杉 実議員

- ▼医療福祉について
- ▼結婚支援策について
- ▼県道大野夏狩線について

医療福祉について

問 東部医療圏の病院建設計画が、鳩山政権の補正予算の見直しで白紙になった段階で、市長は、都留市として市立病院の医療施設の充実を図り、市民の健康管理の配慮をしたいと言ったが、①病院の増加増床の計画はあるのか。②高度な医療機器の購入について予定があるか。

答 ①現在、産婦人科の分娩再開に向けて、院内環境の整備に努力を重ねており、一日も早い再開にこぎつけた。また、救急対応についても、一次医療としての民間の医療施設を補完できる心疾患や循環器疾患などの二次救急医療体制の整備を進めてお



り、この二つの医療機能を強化する上では、様々なハードルはあるが、必要に応じた増床・増床も図っていかなければならぬと考えている。

②様々な疾病に対応でき、なおかつ、豊富な臨床経験を積むことに必要な高度医療機器の導入は、人材の確保や病院経営の面からも欠かすことのできないものであり、今後とも積極的な充実を図っていき

結婚支援策について

問 結婚支援策について、成果があまり見えない状況であるため、新規事業として、奨励の意味で結婚支援金の給付事業の創設について考えを伺う。



答 結婚支援金給付事業については、その効果が顕著な例が確認できず、全国的に見ても実施している自治体は、ほとんど見受けられない状況にあるため、今後の研究課題とし、小児・児童の医療費窓口無料化を、平成二十二年には小学校六年生まで、平成二十三年以降には中学校三年生まで拡大することとした。また、市内全域での学童保育の実施、病児・病後児保育の日曜・祝日までの拡充など子育てしやすい環境づくりに積極的に努めていく。

県道大野夏狩線について

問 この県道は、観音沢に直面しているが、大雨のたび沢の土砂が堆積して通行不能となる。この災害は何十年と繰り返されており、抜本的解決策は鹿留川本流までの排水路建設が必要であると考え

答 元藤本旅館前が近い将来、改良の実施計画が進んでいるので、併せて排水路の建設を県の関係機関に要望することをお願いする。

答 元藤本旅館前については、県としても改良予定箇所の一つに位置づけているところであるが、道路改良に必要な土地について用地境界が未確定であることから着工が見送られてきた。今後、境界を確定するための立会いを順次行い、用地図の作成と改良計画の地元説明会を実施

していききたいとのことであった。通称観音沢の排水処理については、昭和五十一年から平成十四年にかけて山梨県林務部が合計六基の治山堰堤を設置したところであるが、近年の異常気象がもたらす想像を超える降雨による土砂流出により本来の機能が低下していることから、引き続き林務部に対し適切な措置が講じられるよう要望していききたい。

また、県では、平成二十一年二月に実施した土砂災害防止法に基づく調査により、この沢の下流域を危害のおそれのある区域としてイエローゾーンに指定し、下流域住民に対して土石流発生の危険性について周知徹底したところであるが、この対策として、一級河川鹿留川までの新たな排水路の建設が必要となり、本市も管理上の責任を有することから、県道拡幅改良の排水計画との整合性を保ちつつ、県道担当部局と協議し効率的で効果的な整備を進めていき



杉山 肇 議員

▼小林市政4期目の展望について
▼バイオマスタウン構想について

小林市政4期目の

展望について

問 ①先日「四期で引退」という新聞報道があった。

これからの地方自治体は決して安易な状況ではなく、この数年の都留市の運営が大きなターニングポイントになることも考えられる中、私たち都留市の舵取りをしつかり担わなければならない大きな責任のある立場で、しかも、これから任期を迎えようというときの突然の表明は多くの市民が疑問を抱かれたのではないか。なぜこの時期にこのような表明をしたのか。②市長説明で、市長は四つの公約を掲げ取り組みを進めていくと述べたが、都留市のような小規模自治体にとって厳しい時代を迎えることは間違いなく、その舵取りを誤るとその影響は小規模自治体ほど大きく受け、市民に多くの負担を強いることになる。これからは自主自立が大きなポイントであ

り、そのためにまず進めるべきは市内産業の活性化だと考える。まず第一に優先にすべきだと思うが、その考えと、公約にある企業誘致の見直しはあるのかお聞きする。③同じく地域産業の推進の中に掲げているエコバラタウンとは具体的にどういうものなのか、それが地域産業の推進にどう繋がるのか。

答

①私自身に、今度の選挙に立候補を決意させる大きな要因であった第五次長期総合計画の実現もこの任期中において目途がたつことから、長期を展望した次の長期総合計画の作成は、次の時代を見据える新しい為政者に託すことが賢明であると思慮したところである。②産業活性化は、働く場の確保のみならず地域振興、少子化対策等の面からも重要な政策であると認識している。このことから、昨年五月には市内企業数社とともに、中京方面へ受注の確保や市内企業に内在する技術力のPRに出向いてき

た。また、企業誘致を促進するためには、用地確保が前提となるので、盛里あぶの宮地内に、用地を準備し、現在、進出を希望する企業と折衝しているところである。さらに、国道都留バイパスの開通により新たな用地確保が期待される井倉地内では、井倉土地区画整理組合により、企業進出用地の確保が計画されているほか、都留市都市計画マスタープランに、土地利用の変更が位置づけられている個所を中心に、今後とも用地確保に努める中、積極的に企業誘致活動を展開していきたい。

③「エコバラタウン」とは、人と環境とが調和したまちを意味する造語で、その取り組みは、本市の豊かな環境を、歴史の中継ランナーとして、守り・育て、そして、後世に継承するとともに、地域資源として積極的に活用し、健康的で環境の持続性を大切にす

バイオマスタウン構想について

問

「バイオマスタウン構想」について①都留市ならではのどのような特徴的な内容はあるのか。②今後策定作業を進めるにあたっては、行政主導ではなく、市民との協働を主とするよう強く要望する。

答

①市域の八五・四％が森林であるという本市の特性を踏まえ、森林再生に繋がる林地残材を活用した木質エネルギーの利用促進については、重要な取り組みであるとの認識の中、構想案には、林

地残材のチップ化やペレット化とその普及促進を盛り込むなど、特色づくりに努めていきたい。さらに、学園のまちのシンボルである都留文科大と連携し、バイオマスの利活用を学び、体験し、その普及啓発を担う人材育成のためのプログラムと一体となった環境学習フィールドの整備など、本市ならではの見える特色を盛り込んだ構想づくりに取り組んでいきたい。

清水 絹代 議員

▼都の杜うぐいすホール指定管理者選定と

今後の企画運営について

▼都留市公の施設の指定管理者の指定の

手続等に関する条例施行規則の改正について

▼事業仕分け結果と結果をふまえた今後の政策について

都の杜うぐいすホール 指定管理者選定と今後の 企画運営について

問 ①うぐいすホールの指定

管理者選定にあたり、今回、四社が応募したが、その選定過程について伺う。②選考委員に二名の市民委員を選定されたが、その選定方法と理由、委員名を伺う。また、財団法人楽友協会が採用された理由、具体的比較は何であったのか。③平成十八年九月から財団法人楽友協会が指定

管理者になった後、市からの補助金が削減されたことにより集客率が一〇％減少したとの報告があるが、企画運営への取り組みについて精査したのか、また、今後それがどのように活かされるのか伺う。

答 ①指定管理者の候補の選定にあたっては、都留市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第三条

に基づき、募集要綱で管理運営業務の基準及び選定基準を公表し、選定基準については

(1)施設の運営方針に関する事項(2)施設の管理運営に関する計画(3)経営能力に関する事項(4)文化事業に関する事項(5)その他の取り組みについての各項目について点数化を行い選考委員会において、各団体のプレゼンテーション及び企画書により、また判断が困難な事項については聞き取りを実施し採点を行い、その結果に基づいて候補者を決定したものである。なお、選考委員会の採点結果についてはホームページで公開している。②民間からの委員の選任については、公募は審査を行う委員の選任にはなじまないとの懸念から、天野会計事務所

の天野友一氏及び都留市商工会会長の田中一利氏を選任したものであり、天野氏は現職の税理士で、また田中氏は前民間金融

機関の理事長を経験された方でもあり、両氏とも民間人で専門性の高い選考委員として適任な方だと考えている。

③入館者数については、指定管理制度導入前の直近との比較では微増となっている。財団法人都留楽友協会においては、質の高い事業の企画や民間の補助金を活用するなど創意工夫を凝らした取り組みを行い、登録アーティスト制度・都留音楽祭・市民第九演奏会の定着を行うなど一定の成果を挙げているものと思料される。指定管理契約が締結された後には、確実な契約の履行がされ、質の高い運営がなされるよう注視していきたい。



都の杜うぐいすホール

都留市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則の改正について

問 ①規則第二条の(二)申請資格の項目に「公的職務にある者、特に市長・議員

等が役員になつてゐる団体は資格なし」の主旨の文言の追加を求める。②規則第六条第二項「委員会の委員は、職員のうちから市長が任命する」との文言を「市民及び専門知識者を公募し約半数入れる」の主旨の文言に変更すること

を求める。**答** ①さらなる市民サービスの向上や安定的で効果的な公共施設の管理運営を行うためには、より透明性の高い制度にしていく必要があることは言うまでもないので、必要な規則の改正については検討していきたい。②本年十月一日に「必要に応じ識見を有する者を委員として委嘱することができる」との改正をし、新たに職員以外からも選考委員を委嘱できることとなっている。

事業仕分け結果と結果をふまえた今後の政策について

問 予算書・決算書を見るなかで仕分け結果が活かされていないことに疑問を持ったが、①事業仕分けの目的とその結果の活用をどこまで目指しているのか。②どこでどのように精査しての現状なのか、その過程と理由を伺う。

答 ①平成十九年度に「新しい公共空間形成調査研究会」を立ち上げ、行政が担ってきた公共サービスを「地域協働への移管が可能な事業」か、「民間等への委託が可能な事業」か、などの選別を行い、市民と行政が協働により「新しい公共空間」を形成することを目的に、事業仕分けを導入することとした。事業仕分けの結果については、次年度の予算編成に間に合うものは直ちに反映し、市民ニーズの精査が必要な事業は、アンケート調査などを実施してから見直しを行っている。これまで、十九・二十年度に実施した事業仕分けによる削減効果額は一千二百七十五万九千円となっており、また、削減効果だけではなく、仕分け人や一般市民評価者からのご意見が事業を見直すきっかけとなり、二十年度から新たな取り組みとして、セカンドライフ・夢追い塾などの事業へと結びついている。②事業仕分けの結果については、仕分け人や一般市民評価者からのコメントを担当者へフィードバックし、まずは担当課において、仕分け結果に基づき協議を行い、その後、部長会議を経て、最終的には市

の重要案件を協議する企画会議において今後の方向性を決定しているところである。これまで事業仕分けを三年実施してきたが、この間の仕分け結果は、廃止五事業、新しい公共空間へ四事業、国・県へ一事業、見直し二十事業、現状推進九事業となっている。廃止とされた五事業の中の、十九年度分の「商店連合会補助事業」は、それまでの補助制度を廃止し新たな時代にマッチした取り組みとして「特産品展示販売会開催事業」に改めている。また、二十年度分の「生ごみ処理機導入補助事業」は、制度の利用者が存在することから、補助率を下げるなどの経過措置を取っており、「子宝祝金支援事業」についても、現在、新たな次世代育成行動計画を策定しており、これらと併せ廃止に向けた検討を行っている。なお、二十一年度分の二事業については、このたび方向性を決定し市ホームページに掲載した。さらに、十九年度見直しとされた「納期前納付報奨金交付事業」は、市民税分に於いて廃止するため今議会に都留市税条例の改正案を提案しているところである。

小林 義孝 議員

- ▼ 林業振興に先行投資を
- ▼ 高校生の就職援助について
- ▼ 中央道側道の県道昇格と県道整備について

林業振興に先行投資を

問 市土の八五%が山林である都留市の場合、林業に陽が当たった場合、大きな財産、資源である。山林が財産として活用されることは、都留市にとって大きな希望である。先行投資として、市の体制を整備しつつ若い林業従事者の計画的雇用拡大を求めたい。



答 これまで八本の県営林道や十二本の市営林道の整備のほか、里山エリア再生事業として、松くい虫による枯損木の処理、独立行政法人である森林農地整備センターとある森林農地整備センターとの分収造林契約に基づいた下刈り、除伐、裾枝払い、改植・複層林事業などに取り組んできた。そのような中、本年より三カ年計画で「里山林

グリーンツーリズム事業」に取り組むこととした。この事業は、里山林の公益的機能や多面的機能を資源として、荒廃した里山林の再生を図るとともに、林産物の加工等の体験学習や販売、また、これらを実施するために必要な間伐や作業道の整備等を行うことにより、林業従事者の継続的な雇用機会の創出や山林資源の活用と整備を図ることを目的として、本年六月より、南都留森林組合に委託し事業展開をしております。新規雇用が発生している。現在、地球的規模での環境問題が顕在化し、森林の持つ多様な環境保全に対する機能への期待が高まっており、これを林業活性化の機会と捉え、国の経済対策事業などを取り入れながら、山村が伝統的に持つ自然の恵みを活かした取り組みや、我が国が育んできた「木の文化」を伝承するとともに、将来の木材需要なども考慮した森林の再生に取り組みでいきたい。

高校生の就職援助

について

問 ①谷村高等学校と桂高等学校の卒業生のうち、就職希望者と内定者の割合は現時点でどうか。②市長は企業誘致を政策に掲げているが、それは地域への貢献が条件のほうである。このさい、すでにある市内の誘致企業に対しては高校生の雇用を求めるときではないか。その要請行動の先頭に市長が立つ、自ら誘致企業に赴き要請する、その事を市長に求めたい。



答 ①谷村工業高等学校の卒業予定者百十七名の内、就職希望者は七十三名で現在七十名が内定している。その内、郡内企業への就職内定者は六十五名で、市内企業への就職内定者は十一名である。残り三名についても、年内には内定が見込まれており、昨年引き続き就職希望者全員の就職が見込まれているとこ

ろである。また、桂高等学校の卒業予定者は百九十二名であり、この内、就職希望者と進路未定者が五名おり、現在一名の就職が内定している状況である。都留市内の高校生は、県内の大学生に比べ非常に内定率が高く、日頃からの学校の就職活動に対する取り組みの成果が上がっているものと考えている。②市内の企業が都留市出身の高校生・大学生を正規に三年以上雇用した場合に、一名につき二十万円の助成を行う制度を創設するなど、雇用拡大の環境整備に努めているところである。今後もなお一層、各高等学校と連携を密にする中、必要とあれば自らも要請に赴き、誘致企業を含めた市内企業に雇用の拡大をお願いしていきたい。



中央道側道の県道昇格と 県道整備について

問 ①長期計画の中に中央道の側道の整備があり、また、市は県に対して側道の県道昇格を長期にわたって要請

してきた。すでに側道は主要地方道であり、一刻も早く県道として整備すべきだ。県に對する要請を強めるよう求める。②併せて県道整備の状況について、特に心配なのは通学路で、三年前、都留文科大附属小学校の通学路になっていた。現場は側溝の整備はされたが、安全上まだ十分ではない。この場所を含め通学路になつてはいる。県道整備の進捗状況を問う。

①北側側道の整備については、現在、都留インターチェンジフルインター化事業関連として、つる五丁目地内、また夏狩地内においても拡幅改良工事を進めるとともに、南側側道については長期整備計画を立て、平成十八年度より拡幅改良に着手し、本年度は四日市場地内において改良工事を実施している。特に、北側側道については、危険箇所について、用地の確保が可能な箇所から随時整備を進めている。この道路は、国道百三十九号の迂回路としての広域交通を担う重要な道路であるため、これまで県に對し県市長会等を通じ要望を重ねてきたが、今後も引き続き、強い要望活動を展開して

いきたい。②通学路となつては、毎年、義務教育振興都留市民運動実行委員会が危険箇所をとりまとめ、児童・生徒の通学の安全に関する要望として県に提出され、県において毎年調査のうえ順次整備を進めている。質問の県道都留・道志線の通学路の整備については、沢田橋下から都留文科大附属小学校までは既に歩道が整備されており、未整備の小学校から細野地区についても、用地取得の同意が得られれば整備に着手したいとの県の意向であるので、地域の皆様の協力を得る中、引き続き県へ要望していきたい。また、鍛冶屋坂トンネル附近の歩道整備については、本年度説明会を実施し、事業認可に向け取り組んでいる。なお、県道戸沢・谷村線では、玉川地区の道路拡幅及び戸沢地区の側溝整備を進めており、県道四日市場・上野原線では井倉地区で側溝の整備を進めて



【議員提出意見書第五号】

日米地位協定に関わる「裁判権放棄の日米密約」の調査・公表・破棄を求める意見書

このたび、日本の研究者の調査によつて日本政府が「公務外」の米兵犯罪の第一次裁判権のかなり部分を放棄することを確認した日米密約取り決めが、米国立公文書館解禁文書から発見された。これは日米地位協定第十七条（刑事裁判権）の運用に關する重大な密約である。それは、一九五三年十月二十八日の日米合同委員会裁判権分科会委員会の「非公開議事録」の形式をとつたもので、この中で日本政府は「日本の当局は通常、合衆国軍隊の構成員、軍属、あるいは米国法に服するそれらの家族に対し日本にとつていちじるしく重要と考えられる事件以外については第一次裁判権を行使するつもりがない」と述べることができると米側に約束している。これについて在日米國法務官事務所國際法主席担当官は、二〇〇一年の論文で「日本はこの了解事項を誠実に実行してきていた。また、米陸軍法務局「外國法廷での米軍への刑事裁判権行使統計」のデータは、日本が実際にかなりの比率で米軍関係者への第一次裁判権を放棄していることを示している。さらに法務省の「合衆国軍隊構成員等犯罪人員調」の統計によつても日本人被疑者の刑法犯の起訴率に比べ米軍関係者の起訴率は異常に低いことが判明している。

これらの事実、米軍の犯罪・事故に關わる日本の裁判権放棄の密約の存在と、それによつて生み出されている異常な事態を示すものである。これは、自国民の権利を守るべき日本の司法の責任を投げ捨てる、民主主義の根幹に關わる重大問題である。

私たちは住民の命と権利を守る自治体の責務に基づき、次のことを日本政府に要求する。

記

日米地位協定第十七条の運用に關わる、米兵公務外犯罪の第一次裁判権の実質放棄を確認した日米密約取り決めについて調査し、公表し、破棄すること。以上、地方自治法第九十九条の規定に基づき意見書を提出する。

平成二十一年十二月十八日

都留市議會議長 武藤朝雄

提出先 内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣

【議員提出意見書第六号】

電源立地地域対策交付金制度の交付期間延長等を求める意見書

電源立地地域対策交付金の水力発電施設周辺地域交付金相当部分（水力交付金）は、水力発電ダムに關わる発電用施設周辺地域住民の福祉の向上と電源立地の円滑化に資することを目的に創設されたものであり、関係市町村では、この水力交付金を活用し、防火水槽や防災無線等の公共施設の整備、診療所や

保育園の運営費等への充當による住民生活の利便性向上を図つていくところである。

しかしながら、現在の制度では、交付対象市町村の多くが、まもなく最長交付期間の三十年を迎えることとなるが、その場合、水力発電施設の円滑な運転継続や新規の電源立地に支障を生ずることが危惧される。

豊富な水資源に恵まれた我が国において、水力発電は、原子力発電や火力発電に比べ、環境への負荷が少なく、再生可能なエネルギーとして、これまで電力の安定供給に大きく寄与してきたが、その背景には水力発電施設の建設に協力してきた関係市町村の貢献があることを十分認識すべきである。

よつて、国におかれては、平成二十二年年度末をもつて多くの関係市町村で交付期限を迎える水力交付金について、過去三十年間にわたる交付実績や、今後とも安定的な水力発電を維持する必要性があること等を考慮の上、平成二十三年年度以降は恒久的な制度とすること、及び原子力発電交付金の格差を踏まえた交付金の最高限度額及び最低保証額の引き上げなど交付条件の改善や事務手続きの簡素化を図られることを要望する。以上、地方自治法第九十九条の規定に基づき意見書を提出する。

平成二十一年十二月十八日

都留市議會議長 武藤朝雄

提出先 経済産業大臣、財務大臣、総務大臣

12月定例会常任委員会の審査内容と結果



【総務常任委員会】

本委員会は、付託された議第五九号、議第六〇号及び議第六四号の一部、並びに請願第三号について、十二月十四日に委員会を開き、説明員の出席を求めて審査を行いました。

審査の過程では、・市民税の納期前納付にかかる報奨金について・一般会計補正予算の「債務負担行為の補正」について、その他、質疑が行われました。

審査の結果は、いずれの議案も原案のとおり可決すべきものと決しました。また、請



願第三号については、採択すべきものと決しました。

【社会常任委員会】

本委員会は、付託された議第六一号、議第六三号、議第六四号の一部及び議第六五号について、十二月十四日に委員会を開き、説明員の出席を求めて審査を行いました。

審査の過程では、・「都の杜うぐいすホール」の指定管理者の指定期間等について、その他、質疑が行われました。

審査の結果は、いずれの議案も原案のとおり可決すべきものと決しました。



【経済建設常任委員会】

本委員会は、付託された議第六二号、議第六四号の一部、議第六六号及び議第六七号について、十二月十五日に委員会を開き、説明員の出席を求めて審査を行いました。

審査の過程では、・一般会計補正予算の緊急雇用創出事業、フルインター化事業等について・下水道事業の計画縮小に伴う下水道料金の影響について、その他、質疑が行われました。

審査の結果は、いずれの議案も原案のとおり可決すべきものと決しました。

傍聴へのお誘い

あなたも議会を傍聴してみませんか。

市議会の様子を知るには、なんととっても議会を傍聴することが一番です。

議会の傍聴は、本会議の当日に所定の受付簿に住所・氏名を記入するだけでできます。あなたの選んだ議員が、あなたの立場に立って活躍している姿をごらんください。次回の定例会は三月に開催予定です。

詳しいことについては

議会事務局

電話 四三一一一一

(内線三〇〇・三〇一)

までお問い合わせください。



議会日誌

十月

- 1日(木) 二天野海蔵 特別展式典
- 2日(金) 岸和田市議会総務常任委員会行政視察研修
- 4日(日) 第12回都留いきいきフェスティバル
- 5日(月) 議員懇談会
- 7日(水) 垂井町市議会総務産業建設常任委員会 行政視察研修
- 8日(木) 山梨県市議会議長会正副会長・事務局長会議
- 9日(金) 議会だより編集委員会
- 14日(水) 都留市ふるさと時代祭り実行委員会反省会
- 15日(木) 白杵市議会教育民生常任委員会行政視察研修
- 15日(木) 板東氏市議会議員行政視察研修
- 18日(日) 市立病院運営委員会及び委嘱状交付式
- 16日(金) 第242回山梨県市議会議長会定期総会
- 21日(水) 山梨県知事と市議会議長等との意見交換会
- 21日(水) 山梨県出身殉職隊員追悼式
- 25日(日) 議会だより編集委員会
- 25日(日) 第31回都留市合唱祭
- 26日(月) 砺波市議会総務文教常任委員会行政視察研修
- 26日(月) 第40回山梨県小・中学生剣道訓練大会
- 27日(火) 第34回都留市消防団員総合訓練大会
- 27日(火) 関東市議会議長会第一回理事會
- 28日(水) 小林市議会総務環境常任委員会行政視察研修
- 28日(水) 岐阜市議会議員行政視察研修
- 29日(木) つがる市議会建設常任委員会行政視察研修
- 29日(木) 釜石市議会総務常任委員会行政視察研修

十一月

- 3日(火) 第54回都留市文化祭式典
- 5日(木) 広域行政圏市議会協議会第58回理事會
- 6日(金) 深川市議会社会民生常任委員会行政視察研修
- 9日(月) 都留市長選挙当選証書付与式
- 12日(木) 下松市議会環境福祉常任委員会行政視察研修
- 17日(火) 都留市青少年健全育成推進大会
- 18日(水) 公立法人都留文科大学と都留市議会との意見交換会
- 18日(水) 全国市議会議長会第87回評議員会

十二月

- 19日(木) 全員協議会
- 20日(金) 議員定数等調査検討特別委員会
- 20日(金) 都留市戦没者慰霊祭
- 24日(火) 第28回都留市社会福祉大会
- 24日(火) 山梨県体育功労者賞受賞祝賀会
- 27日(金) 山梨県東部広域連合議会11月定例会
- 28日(土) 大月都留広域事務組合議会11月定例会
- 30日(月) 生涯スポーツ功労者祝賀会
- 30日(月) 文化功労者賞・文化祭受賞者祝賀会
- 30日(月) 議会運営委員会
- 1日(火) 全員協議会
- 4日(金) 議会運営委員会
- 10日(木) 全員協議会
- 10日(木) 12月定例会(一般質問)
- 14日(月) 総務常任委員会
- 15日(火) 社会常任委員会
- 15日(火) 経済建設常任委員会
- 18日(金) 議会運営委員会
- 18日(金) 全員協議会
- 28日(月) 12月定例会(閉会)
- 28日(月) 都留市役所仕事納め式



第56回都留市成人式(1月10日)
【議長からの励ましのことば】

人事案件

12月18日の本会議で、固定資産評価審査委員会委員の選任について、議案が上程され、満場一致で同意されました。

固定資産評価審査委員会委員

- 木田 政治
- 相川 欣也

請願や陳情は早めに準備

請願や陳情を提出する際は、次の点にご注意ください。

- 請願書には必ず紹介議員の署名、又は記名押印が必要です。陳情書の場合は不要です。
- 請願・陳情者は、住所・氏名を必ず記載し捺印してください。(連署名も同じ)

○内容が、例えば教育関係と道路関係が一緒のものや、福祉関係と税務関係が一緒のものなどについては、別の委員会に扱いますので、なるべく別々に分けてお出してください。

○提出日は、特に定めてありませんので、いつでも差し支えありませんが、定例会(三月、六月、九月及び十二月)招集日の四日前の午後五時までに提出されると、その会期内に審議されますが、それ以降は次の議会でご審議されることとなりますのでご注意ください。

次回の定例会は3月に開会予定です。

問合せ 議会事務局
電話 四三一一一(一)
内線(二〇〇・三〇一)

編集後記

議会だより編集委員会では、みなさまに、議会が身近なものとして感じていただけるよう、議会活動や定例会等の内容について、読み易く、また、分かり易くするために、簡略化等の工夫検討を重ねております。

今後も市民に開かれた議会を目指して、編集に取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。



議会だより編集委員会

- 委員長 近藤 明忠
- 委員 小林 歳男
- 委員 小俣 武
- 委員 武藤 朝雄
- 委員 内藤 季行
- 委員 谷垣 喜一



この議会だよりは、環境保護のため、再生紙、大豆油インクを使用しています。